

はじめに

ある日の新聞の社説にこんな記述がありました。

「道州制。いよいよこれから道の職員と知事が

大変な負担を負う時代になった」

これを見て、「これはおかしい、まずいな」と思いました。

なぜなら、道州制というのは知事と道職員だけで「負っていくもの」ではないからです。

本当は我々道民の一人ひとりも一緒に「考え進めていくべきもの」なのです。知恵を出し合う段階になっているのです。

知事や道職員は、道州制をスタートラインまで持ってきたというだけなのです。



道州制ナビゲーター
井之村博士

そこからどこに向かってどのようにスタートをきるかは、道民の皆さん方と一緒に決めればいい話なのです。

いえいえ、「決めればいい話」だなんて、

本当はそんな悠長なことはいってられません。

考えて決めなければならないのです。

ここで道民が傍観者でいたら、大事なことが

知らないところで知らないうちに決まってしまうです。

サイコロは我々道民に投げられたのです。

知事だけに投げられたのではないし、

道職員だけに投げられたのでもないのです。

私たちは、自分たちの暮らしのこと、これからの地域社会のことをデザインし、実現する「道具」として道州制をとらえています。

だから一緒に道州制を考えましょう！

そのことを伝えるためにこの「記録集」を作りました。

えっ、道州制は知事や行政が何かすること
なんだと思ってたけど、違うの？
いつの間にか法律とか決まっていくし、私
たちには関係ないと思ってた。



主婦の真智子さん

第1章 道州制って何だろう？

(1) 「道州制」は地域づくりの「道具」です

「道州制」って聞いたことはあるけど難しそう

最近、「道州制」という言葉を見聞きすることが多くなりました。それだけ道州制が注目されることになってきたことの現れではありますが、一方では、いろいろな立場の人がいろいろな意味で「道州制」を使うために、一般の人たちからは「難しそうで、よくわからない」「政治や行政のことで、私たちの生活には関係ないでしょう？」という声が多く聞かれます。そう皆さんが感じるのも当然です。最近、よく伝えられるのは、道州制特区推進法（5ページ参照）をはじめとして政治や行政分野での事柄が多く、身近な問題としての「道州制」について語られていることが少ないのが実状だからです。でも、実は私たちの生活に密着したテーマなのです。



道州制とは

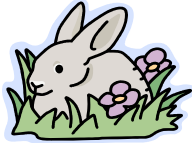
自分たちが住む地域のことは、自分たちで決めていく「地域主権」、あるいは「住民主権」を実現する仕組み＝道具のことなのです。

【委員の発言から】

- 道州制は、自分たちのことは自分たちで決めていこう、自分たちのことは自分たちで考えていこう、と人々が主体的になっていくことを進めるシステムです。
- 地域主権はイコール「住民主権」です。
- 道州制は、権限と財源、責任も含めて、国から住民に近づけていくものです。
- 道州制は、行政の仕組みを根本から変革し、新しい自治のあり方を目指すものです。

道州制はいくつかの視点で議論されていますが、ここでは「地域づくり」の道具ととらえます

道州制は次のようないくつかの視点で議論されています。またそれらは政治や行政の専門用語で語られることが多いため、一般の人々には分かりにくいという印象を与えているようです。それは、例えば、「うさぎ」を子供は「白くて耳が長い動物」と、動物学者は「哺乳類〇〇科の動物」、



絵本作家は「自信過剰でかめと競争をするが油断して負ける動物」、また狩人は「前足と後足をそろえて素早く走る動物」と説明するかもしれません。道州制をどのように説明するかは、それを説明する人の立場や目的によってさまざまです。

道州制は次のようないくつかの視点で議論されています。またそれらは政治や行政の専門用語で語られることが多いため、一般の人々には分かりにくいという印象を与えているようです。それは、例えば、「うさぎ」を子供は「白くて耳が長い動物」と、動物学者は「哺乳類〇〇科の動物」、絵本作家は「自信過剰でかめと競争をするが油断して負ける動物」、また狩人は「前足と後足をそろえて素早く走る動物」と説明するかもしれません。道州制をどのように説明するかは、それを説明する人の立場や目的によってさまざまです。

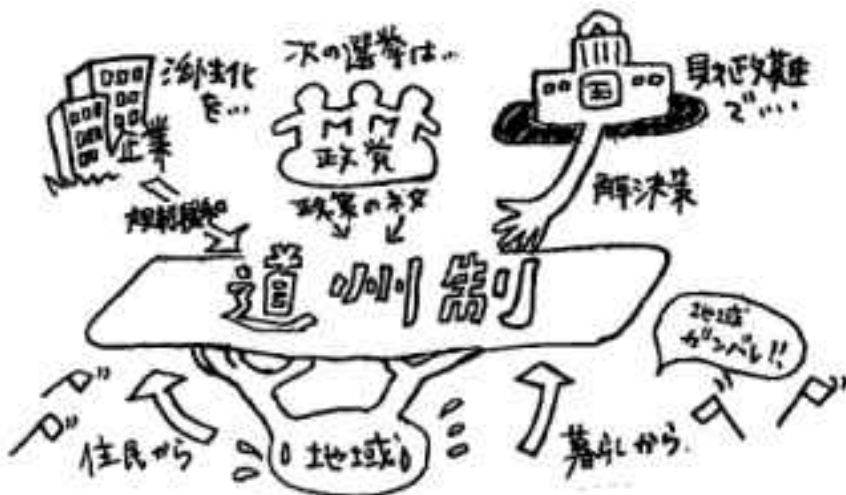
地方分権：中央政府や中央官庁が持っている権限や財源を地方政府や地方行政に移譲すること

規制緩和と企業の活性化：国の一律の基準ではなく、地域がそれぞれの基準をもって規制を緩和したり、場合によっては規制を強化すること。また、それによって企業活動を活性化することを目的としている

国と地方の行政改革：中央が行ってきた仕事を地方に移すことや、行政の仕事を住民や民間企業に任せることによってスリム化やコスト削減を行うことを目的としている

地域づくりの推進：地域のことを自分たちで決めるという、地域づくりを保証するための手法

最近の道州制を巡る議論の様子を図にすると、このようなイメージになります。



コラム 「道州制」と行政改革はどう違うの？

道州制と行政改革は、そもそもその目的が違っており、従って実現に向けてのスタートとゴールとするものも違います。まず、道州制のスタートは、私たち道民・住民がどんな地域をつくりたいのか、どういう地域で暮らしていきたいのかということを考えることから始まります。私たちが目指す地域像の実現にむけての行動の一つひとつを自分たちで決めていくのです。そしてそういう地域をつくるのがゴールです。

一方、行政改革は、市町村、道、国の財政赤字を解消することを目的としています。お金の使い方に無駄がないかどうかをみていくことからスタートします。もちろん行政として実施しなければならないこともあるので、単純に効率性だけを議論するのではないのですが、ゴールは無駄の少ない効率的な行政執行です。

道州制を実現していくプロセスの中で効率的な行政運営の必要性も議論されることから、道州制は行政改革を内包すると言えます。そうしたことからこの2つは混同されることが多いのです。



なるほど、道州制をめぐるにはいろんな議論があるんだね。国からの動きが目立っているけど、地域や住民からの動きがこれからは大事なんだ。
でも、身近な問題としての道州制ってどんなものなのかしら？

「地域づくり」を目的とする道州制の議論を

今は、いろんな人たちがいろんな立場で「道州制」について話していることがわかりましたが、ここで一番大事なものは「目的」です。誰がどんな話題で「道州制」について語っているかも大切ですが、そこで語られる道州制が「何のために」であるかを確認してみてください。私たちが求める「道州制」の最終目的は「地域づくり」にあります。

地域づくりとは「地域住民が自らの発想と責任で地域資源を生かし、課題を解決することにより、よりよい暮らしを実現すること」です。



道民の皆さんが考えるときには、道州制が、自分たちの地域のよりよい暮らしの実現を目指しているのかを確認してください。今は、その基本に立った道州制の議論がとっても大切なのです。この目的を忘れた道州制の議論は、道民にとっては遠い存在に聞こえるでしょう。そうすると道州制について最も考え、行動すべき立場にいる道民が議論から離れてしまいます。地域住民から遠いところで、「地域づくり」という目的とはかけ離れた議論が続けられてしまいます。それではせっかくの「地域のことは自分たちで決めて行く仕組みづくり」が魂のない抜け殻になってしまいます。



「何のための道州制か？」それが大事なんだね。これから新聞やニュースでも、誰が何のために道州制の話をしているかチェックしてみよう。

【委員の発言から】

- 抵抗や困難はあるからこそ、要求する側に、自分たちはどうありたいのかという明確な考えが共有されていなければなりません。その上で、それを実現する道具の一つが道州制です。何でも道州制で解決できるとか、そういった魔法の杖ではない。ましてや道州制が目的でもない。

道州制特区は道州制の仕組みを学ぶ場といえます

これまでのように、国から道へ、道から市町村へ、市町村から住民へという中央発・行政発の議論では中央集権の仕組みは何も変わらないことになってしまいます。大事なのは地域発の「地域づくり」の発想です。この地域発の地域づくりを進めるため、地域のことは自分たちで決めることができる自治の仕組みに変えていこう、そのためには中央も都道府県も市町村も変わらなければならない、ということから道州制が必要になるのです。

道州制については、全国の仕組みとしてここ数年活発に議論されていますが、北海道は県の合併を経なくても道州制に移行できることから、北海道を全国に先駆けて道州制のモデルとする特別な区域にしようとする動きが起きました。これが道州制特区です。そして、道州制特区を進めるため、「道州制特区推進法」が平成18年12月13日に国会で可決し、成立しました。

コラム 「道州制特区推進法」とは？

道州制特区推進法は、道の意向に基づいて国から道に権限やお金を移す仕組みを作った法律です。このような権限を移してほしい、この法律をこう改正してほしいという提案を北海道知事が総理大臣に直接行うことができます。（いわば直訴！）さらに、国から権限が移ってくるときは、お金もセットで移ってくることも法律で保証されています。この仕組みを使って、北海道独自の地域づくりをどう行うか、みんなでアイディアを出して考えていきましょう。（道州制特区のこれまでの取組については、35ページをご覧ください）

道民が、全国に先駆けて住民サイドから「こうしたい」という目標を発信、提案し、行動を起こすことができるのです。そういう意味でも今がチャンスです。「難しい」「よくわからない」「自分たちには関係ない」という発想を捨てて、ちょっと知ってみる、聞いてみるなど、関わってみませんか？実は、地域の中には「道州制」につながる取組や発想がたくさんあります。具体的な地域とのつながりは第2章で紹介します。

【委員の発言から】

- 道州制は、あくまでも我々自身が考えて我々自身が決定できる、そういう仕組みを組み立てていきたいのだということであって、道州制特区というのはそのための一つの手段です。したがって、道州制特区というものは、自主自立に向けた学びの場でもあるのです。

(2) 「道州制」のイメージをふくらませる

道州制がこれからの地域の豊かな暮らしを実現する道具だととらえると、今後いろんな可能性がありますし、そのためには、道具を誰がどう使いこなして行くか、より使いやすいものにどう改良していくかが大事なのです。そうしたイメージをよりふくらませるために、たとえ話で見えてみることにします。

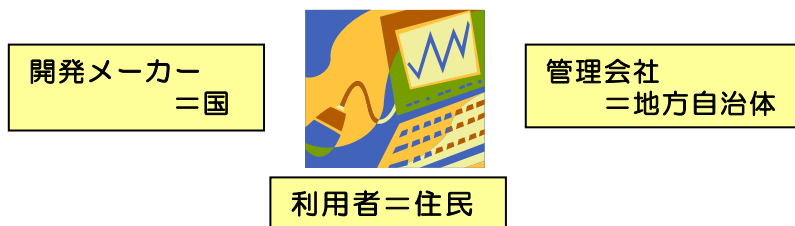


例えば、パソコンだと考えてみると

道州制が地域づくり、つまり、住民の手で地域を経営していくための一つの道具だととらえると、いわば「パソコン」に例えることができます。「パソコン」を道州制に例えると、これまでの中央集権は「大型コンピューター」と例えることができます。都道府県にはこの「大型コンピューター」とつながったものが配置されているような状態を想像してください。きめ細かに地域事情に合わせて使おうと思っても、操作する人は霞ヶ関の人だけでしたし、国から配給されたものだったので、都道府県の人でも使い勝手のいいように改良や変更をすることができません。だから、とても使い勝手が悪いのに、逆に費用のかかるものになってしまったのです。これは、例えば戦後の食糧不足の時代に国を挙げて食糧生産に取り組んでいた時代、あるいは鉄道や高速道路を全国の骨格として整備する必要があった時代には有効に機能したのです。

ところが、人々の暮らしが多様化し、社会事情が変化する中で、こうした大型コンピューターに頼っていても、むしろ費用がかかるのに、やりたいことができないという状況になっています。これが中央集権の限界です。

そこで、より身近に柔軟にきめ細やかに課題を解決するためにパソコンを普及しましょうというのが今の道州制と言えます。考えてほしいのは、道州制＝パソコンと考えたときに、国、地方自治体、住民がどんな立場にいるのか？ということです。住民はパソコンを使って課題を解決する立場ですからいわば利用者です。そして、国はコンピューターの開発メーカー、地方自治体は管理会社と言えます。



皆さんはパソコンを実際に使う利用者です。だったら、自分たちの役に立つようにパソコンを使いたいですよね。メールで友達と情報交換したい、またはインターネットでいろんな情報を入手したいと思っても、開発メーカーが出してくる機種が、画像処理やデザインの開発ばかりしていたら役に立ちませんし、簡単にチラシやポスターを作りたいと思っても、いつまでも文書作成ソフトを駆使したり、専門的な難しいソフトを使いこなさなければならなかったりしたら、苦勞します。「インターネット、メールが使いやすいパソコンにして」「簡単にチラシやポスターを作れるソフトを開発して」とメーカー（国）に言いたいですよね。ところが、今の状況は利用者（住民）が出遅れています。開発メーカー（国）が、利用者（住民）の意見を聞いたり使ってみたりする前に、メーカー（国）の都合で「こんなパソコンができました。便利ですよ。」と売り込まれそうになっています。それでは、せっかくパソコンを使える立場になったのに、自分たちの使いやすい道具に現実にはならないということになりかねないのです。

自分たちが使えるものなら、使いやすいものになってほしいなあ。「わからない」と言ってるだけでは、余計わからないものになっていくんだね。



【委員の発言から】

- 水や空気のように思われている行政サービスは、実は水や空気ではなくて、どのくらいお金がかかっているのだということをやはり認識していく。そして、今まで水や空気であったものがもう水や空気ではなくなるのだといったことを理解していく必要がある。
- 地域の中で住民自らがいろんなことを決めていくことをしてこなかったために、行政が全部やってきたためにいろんな弊害も起きているという反省があります。特に顕著な例で言うと、災害のときなどは、地域がしっかりしているところは被害が非常に少ないし、地域、簡単に言うと隣近所のつき合いがないところは、災害のときに非常に被害が大きいということも実例として出てきておりますし、地域の中で人と人が向き合わなくなってきたというのも、やっぱり非常に問題なことだと思います。

「こんなことで使いたい」～意思がなくては始まらない

利用者の意見が十分に反映された道具にするために、実は一番大切なのは、利用者がそのパソコンを使って、どうしてもやりたいことがあるかどうかです。例えば、パソコンなんて苦手だと思っていたおじいさんが、大好きな孫とコミュニケーションをとりたければ、メールを覚えてしまいますし、主婦が家計簿をつけるためにパソコンを使い始め、小学生が大好きなアイドルのブログを見るためにパソコンを使いこなすわけです。パソコンそのものが必要なのではなく、それを使ってやりたいことがあるから使い、さらにもっと使い勝手がよくなってほしいと願うわけです。

道州制も同じです。道州制ができればそれで何かが変わったり、どんどんいろんなことができたりするわけではないのです。それを使って、利用者が「こんなことがしたい」「こうなるといいなあ」という意思がなければ、ただの置物になってしまいます。使うのは地域であり、住民です。地域づくりのために、あなたは自分の地域がどんなふうになったらいいか？どう暮らしたいのか？を思い、願うことからしか道州制は始まらないのです。そして、それを実際に使っていくことです。身近な管理会社である市町村と連携しながら、自分の地域に合ったパソコンの使い方をみんなで考えるのです。



【委員の発言から】

- やっぱり一人一人が果たさなければいけなかったことを、いつの間にか放棄した。誰かに任せてしまった、誰かがやってくれると思ってしまったことをもう一度組み立て直すという、その意識を変えていくところからスタートしなければ、どんな制度や仕組みをつくっても、これは動かないだろう。
- 市町村中心でまちづくりを具体的に考えていくということが、これから求められていくわけですが、その際、重要になるのは、より少ないお金でより最大の効果を生じさせるような、行政経営のきちとした仕組みをどうやってつくるのか。さらには、地域住民と一緒に物事を考えて決めていくという、住民参加の仕組みづくりというのを、あわせてどういうふう考えていくかというのが、これからの市町村中心の地域づくりです。

改良（バージョンアップ）はこれから～利用者与管理会社の連携が カギ

パソコン普及は、今、始まったばかりです。パソコンがほこりをかぶったただの置物になるのか、それとも地域の多くの人々が自分たちのために使いこなすようになるのかは、これからです。ただし、多くの利用者（住民）がそれぞれいろんなことを言い始めると収拾がつかなくなって、どこをどう改良したらいいのかわからなくなります。さらに、個人や一部の人たちだけの利益を考えた主張をし始めると、それによって損なわれるものがあったり、困ることが出てきたりするかもしれません。そうした事態を起こさないためにも、利用者は勝手な主張ばかりしたり、文句を言うだけになったりしてはいけませんし、管理会社（市町村）に任せておけばいいやと人任せになってしまってもいけません。そして管理会社（市町村）は一部の利用者（住民）の意見のみを聞いたり、一方的にご用聞きになったりするのではなく、一緒に使いながらバランスよく改良（バージョンアップ）を進める必要があります。場合によってはメーカー（国）との交渉をします。そうした動きが「マネジメント」です。管理会社（市町村）としてはそうしたバランス感覚を持ったマネジメント力を身につけることが必要になってきます。



私がしたいことばかりではなく、他の人の言うこともよく聞かなくちゃいけないのね。いろんな意見や考え方を聞いてまとめていって地味だけど大切よね。

【委員の発言から】

- 官依存体質というのは、まさにデモクラシーの空洞化ということになるのです。自治力を高めないと、何事も始まらない。財政の問題にしても、無限にお金があるわけではないのですから、限られた財源をどう使うかということ、まさに自分たちで決めていく。
- 透明性を高めるために権限移譲をすべきなのです。お金の使い方では多分、市町村で何をどう使っているかというのが一番わかりやすい。わかりやすいところに財源を渡していく。そのことによって初めて住民の皆さんが注意喚起をされる、当事者意識が出てくるのです。

実はもう地域では動いています

いろいろ難しいことを言いましたが、地域ではすでにいろいろな道具を使って「新たな地域づくり」に取り組んでいます。それは道州制にもつながる重要な取組なのです。

例えばNPOや市民団体の取組の多くは「新たな地域づくり」そのものと言えます。これまでの大型コンピューターでは対応できないことを、自分たちで考えて、地域資源を駆使して地域課題を解決することで、より豊かな生活の実現を目指しています。



そうか、「道州制」には直接当てはまらなくても「道州制的発想」「道州制的活動」は地域や私たちの中にもあるんだね。もっと私たちとの暮らしに結びつけて考えてみたいな。

第2章では、具体的な事例や仮想をもとに、暮らしにどう結びつくのか説明します。



【委員の発言から】

- 住民が求めている地域に必要なことをいかに判断して、それを施策に転換できるか、それを評価して、見直して、さらにそれを効率的に運営する、いわば全体のマネジメントができる能力というものが必要とされている。そういうことを住民の身近なところで行える組織が、おそらく基礎自治体に必要なことなのではないかと思っています。
- ここ2年ほどの間に、公共サービスの活動に、企業、NPO、そしてボランティア団体などが参画できるようになってきて、そこで、みんなが気がついてきたのです。「公共サービスというのは、私たちにもやれるんだ」と。様々な制度設計を今一度見直すことが求められているのです。
- 地域に行けば、本当に小さな動きですけれども、自分たちでやっていることがたくさんあります。お金がないとか一人では知恵がない中で、集まってやっという動きが行政とか住民の中にも出てきています。それを取り上げていくということも方法としては必要なかと思っています。すべての議論が道州制に通ずるぐらいの位置づけを持ってもいいのではないかと考えています。

コラム 道州制で北海道は自立できるの？

精神的自立と経済的自立、その融合がギリギリの出発点

これまで、北海道の自立を巡る議論には、精神的自立がまず先だという考え方と、その対極として、できるだけ長い間、国から交付金や補助金をもらい続けていかなければならないという考え方がありました。

道州制が目指すのは、地域のことは地域で決めることができる地域主権型社会ですが、そこへと至る道筋として、しばらくの間を猶予期間として、国からのお金は使い道を道が自由に決めることができる裁量性の高い交付金として国からもらって、着実に、国から道への分権を進めていくというのが目下の進め方です。この猶予期間の間に自分たちで決めるという自由度を生かして、北海道の自立のための取組を進めることが重要です。

時代の流れは、地方に対して、精神的な自立に加え、経済的な自立も併せて求めています。この流れは、我々がコントロールできるものではありません。待ったなしの状況でも前に進んで行かざるを得ません。まさしく我々は、今その出発点に立っているのです。

個々の自立から北海道の自立へ

生きていくために必要なのは、衣食住やエネルギーですが、それらは、道内の各地域の中に豊富にあります。地産地消・産消協働（27ページ参照）の取組を進めていくことにより、豊かな資源を地域の中で循環させることによる経済効果を生み出すことができます。

さらに、地域のコミュニティを再生し、近所同士で何かあったら助け合い、支え合う社会を創りあげることが、地域経済の活性化のための大きな力となります。

地域主権型社会の実現には、私たち一人ひとりが自立への取組を始めることが必要であり、その積み重ねが、北海道の自主・自立へとつながっていくのではないのでしょうか。



コラム 北海道は今のままでは駄目なの？

中央集権は限界です

日本は先進国の中でも珍しい中央集権的な色彩の強い国と言われています。多くの発展途上国が中央集権でもあるように、中央集権は、欧米という先行する目標に向けて国が一丸となってキャッチアップしていく際には、効果を発揮してきましたが、創造性を生かして多様な豊かさを実現していくことには向きません。それだけではなく、長年の中央集権のひずみとして、東京の一極集中、官依存・中央依存の意識、危機的な財政状況などの問題が起きています。

地域主権型社会への転換を

ただ口を開けて待っていれば、国や道が仕事やお金を与えてくれてどうにかなるといえるものではありません。待っているばかりではどうにもならないのです。

そのためには、これまでのシステムを変えていかななくてはなりません。それが地域のことを国任せにせず、地域自らが決めることが出来るようにする地域主権型社会＝道州制なのです。

しかしながら、自分たちで決めるということは、自分たちで責任を負うということでもあります。道州制が何もかも解決してくれるのではなく、道州制は自らで決める権利を得ることでしかありません。この権利を得て、自らの工夫と努力次第でより良くなっていくためにがんばらなくてはならないのです。良い事ばかりでなく、覚悟しなければならぬこともある。しかし、このまま何もしていないでは良くなることはない。これを道民の皆さんにきちんと理解していただきたいと思います。



第2章 道州制で私たちの暮らしはどうなるの？ —いくつかの例を通して—

道州制は私たちの暮らしにどう結びつくのでしょうか。道州制でどんな可能性が広がるのでしょうか。

ここではいくつかの事例や仮想シミュレーションをもとに説明します。これらの例を読んで、考え方の参考にしてもらいたいと思います。



(1) 住民生活を中心にした道路管理

道路は国が管理する国道、道が管理する道道、市町村が管理する市町村道に分かれています。「管理する」という仕事は、雪が降れば除雪したり、穴ぼこがあいたら補修をしたり、大きな危険があれば通行止めにしたたりするということです。

平成15年1月、北見地方で記録的な大雪が降りましたが、その時、国道、道道は、十分な除雪体制を生かして比較的早く除雪が済んだのですが、市は、国や道ほどには除雪体制がなかったため、生活道路の除雪は、その後数日を要し、多くの市民から苦情が寄せられました。住んでいる人にとっては、国道、道道、市町村道の区別などは関係のないことで、除雪にしても補修にしても、必要な時にしてくれればよいと思いますよね。でも、これまでは道路によって管理者が違うために、こうした住民にとって不都合な事態が生じていたわけです。

こうした不都合を解消しようと、道州制の取組として平成16年10月から、国と道と北見市で、除雪の相互協力体制の構築が進められています。

さらに、平成19年4月からは、奈井江町、浦臼町内の道道24.9km（除雪については19.6km）の管理の仕事が、両町にモデル的に委託されます。両町では、この道道と町道を一体的に管理し、住民参加のもと、計画的、効率的に除排雪を行うほか、両町の病院、診療所等を結ぶコミュニティバスを走らせ、その運行路線から優先的に除雪を行うなど、住民サービスの向上につなげようとしています。

また、同じような一元化の発想としては、河川の管理を一つにまとめて進めることも、道州制になれば期待できます。住民の合意を得て、自然環境に配慮した治水の方法や環境整備の方法において、さまざまな工夫ができます。

< 考え方のポイント >

管理を一元化する

同じような機能をもつ施設でも、国・道・市町村で事業主体が異なったり、管理主体が異なったりすることにより、住民が不便を感じることもある場合、その主体を一元化することを検討します。

広域での取組

道路などのように、近隣市町村と共同で活用したり管理するものなど、広域で取り組んだほうがよいことがある場合、広域連携の方法を検討します。

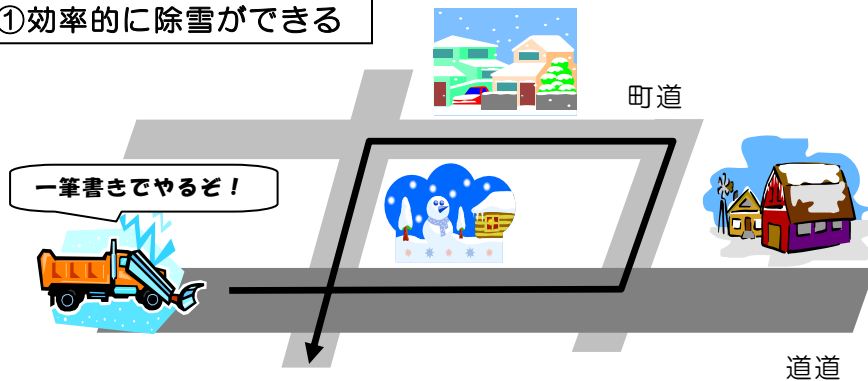
住民と話し合って決める

除雪など住民の身近な問題を住民と話し合い、決めていくことはとても大切なプロセスです。自分達で決めたことは自分達で実行し、守っていくことにつながるでしょう。

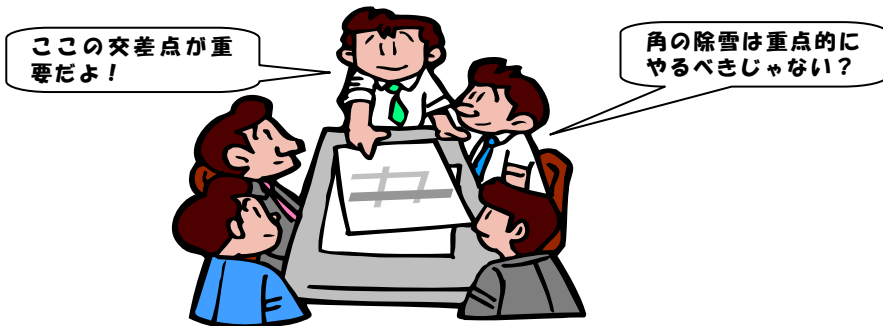


道道と町道を一体的に管理すると除雪はこう変わる！

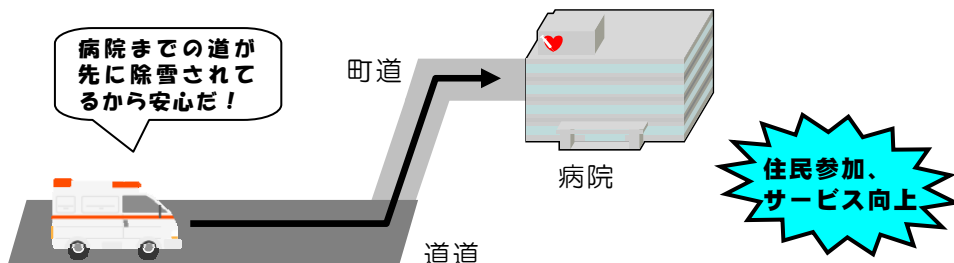
①効率的に除雪ができる



②住民参加で除雪の計画づくりができる



③住民サービスの必要性の高い場所から優先的に除雪



（２）住民との協働による柔軟な福祉サービス

福祉サービスを必要としている人たちは、障がい者、高齢者、こども、家庭など、その悩みや課題はさまざまです。少子高齢化の進行、障がいの多様化、精神疾患の拡大など、地域生活においてハンディをもつ住民はさらに増えています。しかし、福祉のサービスは、障がい者福祉はもとより、高齢者福祉、こども家庭福祉、生活福祉などの分野に分かれ、しかも、それらのサービスは地域によっては慢性的に不足しており、現在制度化されている福祉の法定サービスの枠内で適切な支援を行うことには限界があります。そのような状況の中で、これまで、福祉サービスを必要としている人が生活する空間は「自宅か施設か」という両極端な選択肢しかありませんでした。最近では「共同生活資源の活用」や「地域密着サービス」が制度化され、あるいはされつつありますが、行政の縦割りの制約があり、特に小さな規模の地域では活用しにくいものとなっています。

そこで、障がい者や高齢者やこどもなどさまざまな種類の福祉サービスを必要としている人たちが一緒に暮らせるような「コミュニティハウス」をつくろうという取組が始まっています。その実現のために、行政、公益法人、企業、住民などそれぞれが単体でできることには限界があるため、多様な立場の人や機関がネットワークをつくり、地域を支える仕組みを作り上げていかなければなりません。共に理念を共有し、役割を明確にして、それぞれの目的を達成することで全体としての目的達成につながるような協働事業を実践することが、強いネットワークを構築し、相互の資質向上にもつながります。

また、同じような一元化の発想としては、幼稚園と保育園を一緒にして、子供同士のふれあいを増やし、施設の効率的な運営も可能とする「幼保一元化」があります。道は既に道州制特区で幼保一元化を提案しており、「認定こども園」という形で部分的に実現しています。



< 考え方のポイント >

制度の枠を超える

高齢者や障がい者など「見守りやケア付きの住宅」という共通のサービスを必要とする人たちでも、対象者ごとに制度が異なっている場合があります。人口が少ない地域だからこそ、制度の枠を超え、効率的なサービスを提供することが可能なこともあります。

限られた資源を有効に使う

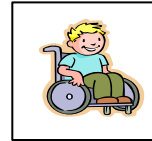
地域資源も限られています。「必要な人に必要なサービスを」を掛け声だけにしないように住民相互の支えあいや市町村の責任で、サービス提供の方法を検討します。



柔軟な福祉サービスを実現させよう！ (道州制の芽発見モデル事業)

現在の制度では・・・

子ども・赤ちゃん、
母子は児童福祉



障がい者は
障がい者福祉

高齢者は
高齢者福祉



生活保護は
生活福祉

枠を超えて

制度も住む施設もみんなバラバラ。一緒にできない。
小さな町ではそんなにたくさん施設をつくれないうよ。

そこで・・・

制度、分野を超えて共同生活ができる社会資源を作りたい！

小さな町にでも作れるし、地域の支え合いの場になるよ。



みんな一緒に生活できたら楽しいわ！

コミュニティハウスプロジェクト案（＝道州制の芽）

地域に共同生活スペースつきの多機能、多様な地域支援拠点（コミュニティハウス）の創造、運営を地域の関係者が連携、協力することで実現します。

①コミュニティハウスができることで新たな支援拠点が地域に出る。

③実践を通して既存制度の見直し、新しい制度設計など、地域政策の企画力がアッパする。



②実現する過程で「地域協働」の手法を模索し、体系化。ネットワークもできる。

④多くの住民、当事者が参画することで、住民主権の成功体験が得られる。

(3) 医療過疎の解決に取り組む

道内各地の過疎化が進む中で、医師をどう確保するかが大きな問題となっています。こうした中で、平成14年7月、医師の名義貸しの問題が明るみに出ました。病院には、国が決めた全国一律の基準により、一定の人数の医師を配置しなければならないのですが、過疎地では、来てくれる医師が少なく、ひどいときは国の基準の半分程度の医師しか確保できません。

医師が確保できない病院は、国から厳しく指導されます。そこで、他の病院から医師が来ていることにして名前を借りる「名義貸し」という不正が行われてきたのです。しかし実際には、病院によっては、血圧の薬をもらいに来るお年寄りが患者さんの中心であったりしたため、国の基準より少ない医師数で診療がなんとか行えるという実態も一方でありました。

そこで、道では全国一律の基準の緩和を国に求め、平成16年8月には、道州制の取組としても重ねて提案したところ、基準が若干緩和されることになりました。

ただ、過疎地に医師が少ないという根本的な問題は、まだ解決されていません。この問題に切り込むには、たとえば、道内大学の医学部に「地元枠」を設け、道内出身者に少しでも多く医師になってもらい、卒業後は道内で勤務してもらうことを期待するなどの方策を考える必要があります。

そして、こうした方策を国に陳情要望を繰り返してやってもらうのではなく、道民自身の決断でスピーディーに実行していけるのが道州制です。

また、同じように過疎対策に関係したものとして、道では、過疎地でNP〇などが有料の乗合タクシー、バスなどを運行する場合の国の許可権限を国から道に移し、北海道独自の判断をさせてほしいと道州制特区で提案していましたが、最終的には許可を不要にして開業しやすくすることで制度が改正されました。



< 考え方のポイント >

全国一律の基準を見直す

北海道は面積が広大で、移動距離が長いなど全国一律の基準ではサービスの提供もその享受も困難な場合があり、全国一律の基準には合わないことも見直す必要があります。

地域にあった基準をつくる

一方、だからといって基準を緩めればよいというものでもありません。新たな規制を設けたり、場合によっては地域にあった基準をつくることも必要です。



地域の実情にあった医療体制をつくろう！

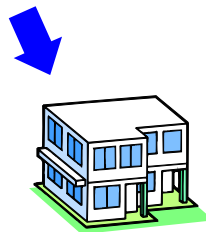
病院にいる医師の数について

現在、病院に配置されているお医者さんの数は、全国一律で、病院に来る患者さんの数と入院している患者さんの数で決められています。

この数のお医者さんが確保できない場合は、国から厳しく指導されるのだけれど、



毎日、色々な病気の新しい患者さんが来る都会の病院



顔なじみの慢性疾患の患者さんが多い地方の病院



たとえば、患者さんの数が同じでも、この2つの病院のお医者さんの数は同じでなくても良いのでは？

もちろん、お医者さんがたくさんいればそれに越したことはないんだけど、過疎地で基準を満たせない病院もその実情にあったお医者さんの数がいればよいと思いませんか。

過疎地で働く医師を増やすために

全国一律を破る



たとえば、札幌医科大学などでは、地元出身の学生のために「地元枠」をつくり、卒業後、道内で勤務したいというお医者さんを養成するような取組が進められています。

やったー！！
夢の医大に合格したぞ！
将来は地方の病院で働くぞ～。



(4) 空港を戦略的に活用

北海道内の空港のうち、新千歳空港、稚内空港、釧路空港、函館空港、丘珠空港は国が、女満別空港、中標津空港、紋別空港、利尻空港、礼文空港、奥尻空港は道が、旭川空港、帯広空港は市が管理しています。

空港に飛行機が着陸すると、航空会社が着陸料を払うのですが、その着陸料は、いったん国のお財布に入れられて、全国の空港の整備や管理に使われています。それを将来、道州内の空港については管理もお金も一元化したらどうなるでしょう。

北海道州政府が、北海道内の空港を一元的に管理すれば、着陸料の収入も北海道州のお財布に入ります。特に、羽田－新千歳は世界最大の航空路線ですから、かなりの着陸料が入ります。これを北海道民の判断で、たとえば離島の空港の整備に回すことも可能です。赤字空港を切り捨てるのではなく、生かして使うことが考えられるようになります。あるいは、新千歳空港の着陸料を下げて海外のエアラインを誘致するということも考えられます。旅客向けだけでなく、貨物便を誘致することで、北海道商品の輸出増大も可能になります。

北海道の過疎対策や、観光戦略という観点から空港を戦略的資源として自在に活用するのは、こうしたことを可能にするのも道州制です。

また、同じように空港に関係したものとして、海外からのチャーター便が到着したときに、入国審査が長蛇の列となるのを解消するため、自治体職員を入国管理業務の応援のために派遣することを、道州制特区で提案しており、既に一部実現しています。



< 考え方のポイント >

全道的な視点から戦略的に考える

全道的な交通ネットワークなどコミュニティや市町村では対応できない課題もあります。こうしたことは北海道（あるいは新たな道州政府）が取り組む必要があります。ただし、住民や民間企業、市町村に情報提供し、一緒に考え、選択していくスタンスが必要です。



空港を戦略的に活用してビジネスチャンスをもとめよう！

道内空港の管理を一元化することで・・・

欧米

北海道発展の戦略

おっ、着陸料を値下げしたのか。それなら道内の空港にもっと下りようかな。

道内空港の着陸料は北海道の判断で決めるんだ。

欧米～成田直行より、いったん北海道に着陸して給油してから飛ぶほうが、荷物がたくさん積めるぞ。

新たな可能性

観光

企業立地

物流

ラッキー

道内企業にもビジネスチャンス！



へえ。道州制になるとずいぶんいろいろなことが変わりそうね。でも、私たちから見ると、道路のことなんかもそうなんだけど、「そんなことで不都合があったの！」って逆にこれまでできなかったことに驚いちゃったわ。

実は、そうなんです。そういう不都合は他にもたくさんあるのです。不都合を解消し住民生活の向上につなげる可能性が道州制にはあります。

一方では空港のアイディアのように新たな活力を生み出す可能性もあります。

北海道を元気にするためにたくさんの人たちの知恵と協力が必要なのです。ぜひ、アイディアをどんどん出してください！第3章ではそれぞれの立場でこれからできることを考えてみました。



第3章 みんなで道州制実現のためにできること

第1章で「道州制」のイメージをつかみ、第2章で具体的な可能性をみましたが、少しは身近なテーマになってきましたか？

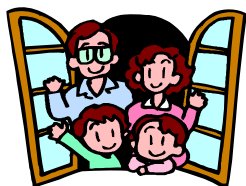


そうね。いろいろと可能性がありそうなのはわかったし、道州制に期待する気持ちも高まってきたわ。でも、それで私たちには何ができるのかしら？

おや、何かやりたい気持ちになってきましたか？自分たちのできることから取り組む、それが道州制の原点ですからね。以下に、それぞれの立場で、何を、どのようにできるのか整理してみました。



(1) 住民



一人ひとりの住民は、地域づくりの主役であり、道州制の第一歩は、みなさんが「こんな北海道に、こんな地域にしたい」と声を出すことからはじまります。「言っても誰も聞いてくれない」とか、「行政にはお金がないからできない」と最初からあきらめていませんか。まずは、自分ができる足元から行動を開始し、仲間を増やし、行政や周りの人たちの理解を促していきましょう。

- ① ご自分の日頃の活動の中で、工夫次第でもっと効率的にできることがあったら、関係者と話を進めましょう。
- ② 地域の中で困っていること、誰かに相談したいことを声に出して話をしましょう。
- ③ 自分のできることをあきらめずに実行しましょう。
- ④ お金がないとしても、知恵で工夫ができないか考えてみましょう。
- ⑤ これまで一人ひとりが他人任せでいたことはなかったでしょうか？自分ができることを実行することを考えましょう。
- ⑥ 精神的な自立のための心積もり、覚悟を持ちましょう。
- ⑦ 一人ではできないこと、家族だけではできないことは、地域の中で支え合い、協力し合うことから考えていきましょう。



うーん、これではちょっと具体的にどんなことをしたらよいかパッと浮かばないけど、こういうことなのかしら？

①とにかく声に出してみる

家族の会話でも近所の井戸端会議でOK！
そこから次のステップが見えるかも。

②仲間をつくる、増やす

同じような考えを持っている人たちとグループをつくって、勉強会をしたり、活動をしたり。

③関係する窓口相談

行政が設置している窓口などに我慢せずに相談してみる。相談窓口は意外にいろいろあるよ。

④知恵やアイデアを出す

住民参加の会議やタウンミーティング、ホームページ、パブリックコメントなど直接意見を出せる機会はあるよ。

困ったこと、不都合を感じたら・・・

いずれにしても、私たち住民の行動は「受け止めてくれる」役割がないとなかなか次には進まなさそうね。



それが、次に紹介する行政の役割です。ただ、道州制においては、あくまでも行政は住民からの発信を基礎に進めることが大事なので、住民の役割は大きいのです。

コラム 「道州制の芽発見事業」とは？

道州制が実は地域の暮らしに密着したテーマだと言われてもピンとこないのが実感だと思います。それは、言ってみればまだまだ住民にとって道州制はなじみがないからといえます。こうした現状で少しでも道州制の発想が道民生活になじみ、暮らしの向上に役立つアイデアが出るようにと、会議の中で発案されたのが「道州制の芽発見事業」です。

この事業では地域に住民と道州制の橋渡しをするコーディネーターを配置し、地域の住民が無意識的に持っている道州制的発想の疑問や質問、チャレンジ、問題意識と一緒に寄り添い、解決に向けてのちょっとしたお手伝いをしようとするものです。

さらにコーディネーターを中心としたアドバイザーチームのようなものをつくったり、地域のコーディネーター同士が定期的に交流をする、情報交換をするというような仕組みをつくったりと、地域全体のマネジメント力をアップさせる目的もあります。

道州制から地域主権が実現するプロセスでは、「これが道州制だ」と説明できるようにすることより、自然と自分たちのことは自分たちで考えて決めていく感覚を身に付けていくことの方が大切なのではないでしょうか？そのためにも、地域のあちこちにある芽に気づき、育て、地域主権の森を作っていく雰囲気をつくる「道州制の芽発見事業」、あなたの地域でも取り組んでみませんか？

【委員の発言から】

- 未来を見据えた姿を描いて、それだけではだめなのです。足もとからちゃんとそれを実現していく。ややもすると、こういう議論というのは未来の話ばかりで、それで足りるとするわけですがけれども、やっぱり足もとを見据えた方策というのが出てこなければあまり意味がない。
- 地元の中で生きていと農業の過疎化、人口の減少、少子化、高齢化というのは、今すぐ目の前にある問題なのだと気がつきます。それをどうしていくかは、日本全体の規制や法律が変わるのを待つよりも、地域で声をあげて、地域でできること。それが一番身近に住んでいる私たち一人ひとりが考えられることではないかと感じました。
- 一人ひとりがやる気になるためには、今までの仕組みや仕掛けの中であきらめてきたものを、あきらめを取り除いていくという作業が大事だと思います。住民一人ひとりが期待をしたり希望を持ったりということができない何かがあるのであれば、それをまず取り除くということをしなければならないということがあります。
- 給料で何もかにもやってきて、家も建てる、子供の教育も全部やってきてもやれた時代から、あんまりそんなこともできない時代になってきて、車買うのなら5年間はこれをやめましょうとか、そういう時代に入ってきたわけですから、そういう中で一家を養っていく上では、みんなもやれることをみんなやろうよと。そしてみんなで力を合わせてお年寄りを守っていきましょうよ、子供を育てていきましょうよと。そういうところに町内会や地域のコミュニティがお手伝いをする。

(2) 行政



市町村行政の役割は大きく2つに整理されます。一つは、前述のような住民の活動を支えるため、住民の声を受け止めること、もう一つはまちづくりにおける行政の専門職として情報提供と各種の手続等によって活動を支援することです。さらには、場合によっては、だまって住民の活動を見守ることが必要なこともあります。

- ① 住民の声を受け止めるためには、相談窓口を設置すること、住民と一緒にワークショップなどの実施により積極的に住民から課題を引き出すことなどいろいろな手段を講じる必要があります。
- ② 住民がより適切に判断できるように専門的な情報をわかりやすく伝え、課題を明らかにすることが必要です。
- ③ 行政計画の策定の段階では、将来を見据えたものとするのが求められ、客観的な将来推計や予測される課題を提示することが求められます。

さらに各種の事業が進行する段階では、行政の予算の中で、まちづくりが効率的で効果的な方法で行われているかを評価し、その結果をもとに予算の見直しをすることが必要です。また、こうした成果を積極的に住民に情報公開することが求められます。

つまり、まちづくりの評価を行うこと、評価の結果を次の予算に生かすこと、そして、以上のようなプロセスを踏まえ、総合的なマネジメントを行い、またその能力を身につけることが必要なのです。

ところで、「分かりやすく」「広く」伝えることはそんなに簡単ではありません。広報誌やホームページもありますが、行政の情報は、公平を考えるあまり重要な点が伝わらなかつたり、難しかったりします。そこで考えられるのは、住民自身が自分の活動を伝える場や機会を設けること、広報のプロの力も借りて広報内容を見直すこと（これまでも標茶町の町勢要覧や栗山町の「くりやまプレス」などの例がありました）などです。そして、マスコミの力を借りることも重要でしょう。今や、新聞、テレビ、ラジオのほか、コミュニティFMも活発な活動をしています。マスコミ関係者の理解は道州制の大きな支援になるでしょう。



一方、北海道や国の出先機関は、将来は道州政府となることを見越して、広域行政を進めるとともに、縦割りの仕事の見直しを進めることが必要です。そのため、広域で、かつ、いくつかの分野にわたるテーマについては、「エージェンシー」化を図り、例えば道路の広域管理や地域における医療と福祉を統合して「エージェンシー」として試行することが求められます。

コラム エージェンシーってなに？

日本では「独立行政法人」と言われていますが、ここで言う「エージェンシー」は、行政の各部門（たとえば、環境、観光、教育など）をそれぞれ独立行政法人よりもさらに民間的な、自由な活動が出来るように独立させたものです。

たとえば、オホーツク海周辺諸国での森林乱伐などは、そのままオホーツク海の環境に影響し、北海道にとって大きな問題となります。しかし、道庁がシベリアに出て行って、植林の事業をやるわけにはいきません。そこで、エージェンシーがあれば、外国政府から森林の仕事を受託する形で、道庁の専門スタッフを派遣し、対策に乗り出すことが可能になります。

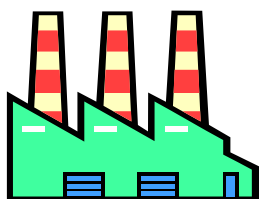
エージェンシーは、単に民営化するというだけでなく、行政の専門スタッフを、より自由に、柔軟に活動させることができる仕組みです。そしてその専門スタッフの力で道外、海外からも収入を得るようにするものです。

これからの北海道は、このように行政の人材を戦略的な資源として活用していく観点も重要です。

【委員の発言から】

- チャレンジャーというか、新しい活動を始める人たちというのは、経済的な支援も大事なのですが、それを支えるサポート役みたいなものがとても必要になると思います。何が必要か意見を出し合って一緒に考える仕組み。何かをしようと思ったときには、ブロ的な、専門的なところでもぶつかるので、そのための助言があるといい。
- 自分たちのまちだけでなく、もっと広い範囲で自分の地域を見詰め直したときに、どういうまちの姿が必要か。隣町と行政を一つにしたときに、そこで初めて職員数が余る、同じ仕事を1カ所でやってお金を余らす、そういう努力によって新たな権限を国から道から引っ張り上げる、そんなような発想が道州制を推進していくに当たって必要。
- 本庁、支庁、市町村それぞれの機能の中でエージェンシーができるものについてはエージェンシー化していくという姿を考えるべきではないか。

(3) 民間企業



北海道のまちづくりに必要な要素としては、精神的な自立と経済的な自立があり、特に民間企業には、後者の担い手としての役割が期待されます。北海道に優位性のある自然環境や農林水産業などを活かした地域の産業を立て直し、地域経済の循環を生み出し、一方では地域外との取り引きを活発に行うことが求められます。

つまり、北海道の豊かな資源を生かし、地産地消や産消協働の取組を一層進めるとともに、域外収支の改善を図るための産業の育成を進めていくべきではないでしょうか。

コラム 産消協働とは

地域に暮らす「消費者」と「生産者」が、綿密な連携をとりながら、地元にある資源（自然・人・エネルギーなど）や生産物をできるだけ、地元で消費、活用すること。そのことで、地域循環を高めて、地域経済の活性化を図ろうとするものです。「食」の「地産地消」を、他の「産業」にも広げたものと、とらえることもできます。

具体的な柱には、

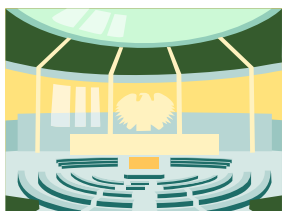
- ・地道に地域の質の良いものを作り続ける作り手に、信頼と協力で応える。
- ・しなやかで強い北海道の資源を活かしたもの・サービスづくりに知恵や人材、技術を結集する。
- ・自らの仕事の領域にとらわれず、共に創り上げる行動を大切にする。
- ・学びや育みの機会を充実し、次代を担う自立した人材を育てる。
- ・顔の見える関係のもと、自らの力を高めあい、持続可能な地域社会作りに挑戦する。

北海道の豊かな恵みを活かし、互いに向き合い協働し、郷土に支えられた暮らし・文化・産業の新たな関係を築き上げることをめざすものです。これらの取組により、互いの信頼の絆を結びあう道民運動としてスタートしました。

【委員の発言から】

- 地域資源の有効活用であるとか、産消協働、地域内循環システムの話であるとか、こうしたアイデアを具体的にどう実現化するのかという仕組みを提案していくという作業も必要なのではないかと思えます。
- 暮らしの中で必要なのは、衣食住でありエネルギーである。それは地域の中に、この北海道の中にたくさんあふれています。地産地消の経済であり、産消協働の経済。地域の中で循環させることの経済力というものを、大きく考えるべきだと思います。
- 食品加工が大事な産業ですが、アジアに向けて低コストで安全、安心なものを作っていく必要がある。そのための衛生基準を独自にもってよい。
- 北海道は貿易赤字ですから、輸出を増やしていかなければならない。北海道版JETROがあってもいい。
- オール北海道で何かわくわくするプロジェクトが民間で進められてもいい。観光や新エネルギー、空港を活用した国際ネットワークなど、新しい取組を期待したい。

(4) 議会



議会は今後、自分たちのルールを決めていく上で重要な役割を担うことが期待されます。そのため、住民の個別の動きをくみ取って、地域全体に必要な条例づくりなど、「ルール化」をすることが大きな役割となります。

また、行政のチェック機能も必要であり、それぞれが決められた役割を担っているか監督するとともに、行政の予算執行についての評価の視点をもつことも必要です。

今、地方議会には、地域の実状に見合ったルールづくりや、行政の成果をしっかりと評価するシステムづくりが求められているのではないのでしょうか。

コラム スコットランドの議会

スコットランドはグレートブリテンおよび北アイルランド連合王国(イギリス)を構成する4つの地域のひとつです。面積約8万km²、人口約500万人、北海道とほぼ同じ(やや小さい)です。

1707年にイングランドと合併しましたが、もともと独立意識の高い国で、法制度、教育制度、裁判制度は独自のしくみを残したままとなっていました。1997年、ブレア首相のもと、スコットランド議会が公式に成立し、スコットランドの内政にかかわる大半の行政権限や立法権が移されたのです。スコットランド議会では、老人の無料ケアやキツネ狩りの禁止、公共施設内の禁煙などスコットランド独自の、あるいは全国に先駆けた法律が制定されています。

こうした議会の創設の背景には、サッチャー保守党政権下でスコットランドの自治意識が高まったこと、地方分権がブレア政権の公約であり、住民投票によって課税権をもつ議会の設置を認めたことがあります。道州制における地方の議会のあり方を考えるうえで参考になるものと言えるでしょう。

【委員の発言から】

- 「地方デモクラシーの活性化」をどうするのかという視点を挙げておきたいと思います。道州制は、国から地方に行財政権限を移譲するという改革なのですが、ではそれが地方にどのような意味があるか考えていく必要があります。
- 道州政府になると、道州議会が法律に代わる条例を決めていくわけです。議会のあり方もガラッと変わる。決められた法律に基づいて条例を制定するのではない。今から一國二制度の仕組みを試行していくことが必要です。

資 料 編

1	道州制推進道民会議委員名簿	30
2	開催状況	31
3	会議での提言による新規企画	32
	(1) 道州制研究サポート事業	
	(2) 地域意見交換会	
	(3) 道州制の芽発見事業	
	(4) 道道の維持、除雪業務の委託	
4	道州制推進道民会議設置要綱	34
5	道州制特区に関する実現状況	35

1 道州制推進道民会議委員名簿

(順不同・敬称略)

分野	氏名	所属・職
学識者	☆井上 久志	北海道大学大学院経済学研究科長
	山崎 幹根	北海道大学公共政策大学院助教授
	☆五十嵐智嘉子	北海道総合研究調査会常務理事
経済界	南山 英雄	北海道経済連合会会長
	宮田 勇	北海道農業協同組合中央会会長(～H17.8)
	飛田 稔章	北海道農業協同組合中央会副会長(H17.9～)
	☆稲村 健藏	北海道観光連盟副会長
	川南 忠士	日本青年会議所北海道地区協議会会長(～H17.12)
	渡邊 武志	日本青年会議所北海道地区協議会会長(H18.1～)
市町村	上田 文雄	札幌市長
	神田 孝次	北見市長
	北 良治	奈井江町長
	逢坂 誠二	ニセコ町長(～H17.9)
地域振興等	☆谷 一之	地域づくりネットワーク北海道連絡会議副会長
	中田 和子	北海道女性団体連絡協議会会長
	☆湯浅 優子	北海道スローフード・フレンズ帯広リーダー
	☆日置 真世	NPO法人地域生活支援ネットワークサロン事務局代表

☆:記録集編集委員

2 開催状況

回数・名称	名称・開催地	開催日	テーマ・議題・出席者
第1回		H17. 6. 9	「自治のあり方と、道州制の仕組みによって展望される新しい北海道の姿」
第2回	第1分科会	H17.11. 4	「道州制の下で、日本の北海道・世界の北海道としてどんな可能性を開いていけるか？」
	第2分科会	H17.11. 8	「道州制にふさわしい北海道の自治体のあり方は？」
	第3分科会	H17.11.16	「道州制の下で、住民の活動・自治はどうあるべきか？」
	全体会議	H17.12.22	「自治のあり方と、道州制の仕組みによって展望される新しい北海道の姿～道州制についてみんなで語り合うために～」
第3回		H18. 3.31	(1) 北海道道州制特区推進法案について (2) 道州制が目指す北海道の姿について
地域意見交換会	函館市	H18. 5.29	高橋知事、五十嵐委員、井上委員、谷委員
	岩見沢市	H18. 6.10	高橋知事、五十嵐委員、北委員、渡邊委員
	釧路市	H18. 8.31	山本副知事、谷委員、日置委員、湯浅委員
	旭川市	H18. 9. 4	山本副知事、稲村委員、谷委員、山崎委員
	北見市	H18.11.21	山本副知事、五十嵐委員、神田委員、山崎委員
	帯広市	H18.11.27	山本副知事、谷委員、中田委員、湯浅委員
道州制の芽発見事業打合せ	第1回	H18. 7.14	
	第2回	H18. 8.11	
第4回		H18. 9.13	(1) 道州制特区推進法に基づく新たな提案に向けての道民議論の喚起について (2) 「道州制の芽発見事業」について (3) 道民への発信について
記録集編集委員会	第1回	H18.10.24	
	第2回	H18.11.30	
	第3回	H19. 1. 5	
	打合せ会議	H19. 1.12	
	第4回	H19. 2. 5	
第5回		H19. 1.24	(1) 道州制特区に係る第2次提案に向けた戦略について (2) 道州制の取組を道民運動に高めていく戦略について

3 会議での提言による新規企画

(1) 道州制研究サポート事業

平成17年6月に開催した第1回道州制推進道民会議において出された、「道州制のあるべき姿を学生の目線で議論してもらおうというような仕掛けづくりも効果的なのではないか」との意見を受けて、道において、各大学で行われる研究や講義、ゼミへの資料提供や、道職員が参加して議論や講演を行う「道州制研究サポート事業」を開始しています。

(2) 地域意見交換会

平成18年3月に開催した第3回道州制推進道民会議において、「道州制の道民議論を深めていくために、我々委員も出席してそれぞれの地域で道民と意見交換するべき」との発言があり、道州制推進道民会議委員と知事、副知事、道民の皆さんが直接意見交換する場として、全道6カ所（函館市、岩見沢市、釧路市、旭川市、北見市、帯広市）で地域意見交換会を開催しました。（開催状況等については31ページ参照）

(3) 道州制の芽発見事業

「地域のありふれた生活や活動・仕事の場面にある困り事や改善点である「道州制の芽」を発見し、それを住民が、コーディネーターや行政と協働で解決していくことが、道州制を住民に身近なものにしていくのでは」、という提案が日置委員から出され、有志委員と検討を重ねてこの提案を具体化することとしました。事業内容については24ページのコラムを参照。

また、具体的な事例に取り組みながら、この事業の効果や課題を検証し、ノウハウを得ていくため、「道州制の芽発見モデル事業」を実施することとし、日置委員を中心として「コミュニティハウス」の実現をテーマに取り組み始めました。（15ページ参照）

(4) 道道の維持、除雪業務の委託

北委員から、平成17年6月に開催した第1回道州制推進道民会議以降「道州制を地域住民に身近なものにするためには、地域の住民が実感できるものをやることが重要である。国や道からの権限と財源の移譲を進め、住民に身近なところで決めて、事業を行うことが大切。そのためには、除雪業務などが住民に分かりやすい。」という発言を受けて、道において、平成19年度より、奈井江町、浦臼町に道道の維持、除雪業務をモデル的に委託することとなりました。(13ページ参照)

コラム 道州制推進道民会議の道庁内での新しい試み



道州制推進道民会議では、より多くの方々に会議の様を見えていただくための取組として、道庁主催の会議としては、初めて、庁内テレビ放送システムを使って、本庁、支庁各課や庁舎のロビー等で会議の完全生中継を行いました。

さらに、第2回からは、会議の映像をインターネットで動画配信しました。これにより、毎回多くの方々に会議の様を見えていただきました。



4 道州制推進道民会議設置要綱

第1 目的

道州制を始めとした地域主権推進のための取組について、知事が有識者と幅広く意見交換を行うことによって道として検討を深めるとともに、会議自体が広く道民への発信となり、道内における道州制等の議論の活発化を目指す。

第2 組織

- 1 会議は、委員15人以内で構成する。
- 2 委員は、有識者の中から、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。

第3 運営

- 1 会議は、知事が招集し、これを主宰する。
- 2 会議は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。
- 3 知事が事故その他の理由により、職務を行うことができないときは、その指名する者が職務を代理する。

第4 庶務

会議の庶務は、企画振興部地域主権局において処理する。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この要綱は、平成17年5月20日から施行する。

5 道州制特区に関する実現状況

道州制特区は着実に前進しています！

道がこれまで国に行ってきた提案
(平成16年4月及び8月)

【具体的な権限移譲等の項目】

○生活や経済に身近な規制緩和や権限移譲

福祉、環境、観光など51項目

○国の出先機関と道との段階的統合をめざす第一歩としての

連携共同事業 20項目

権限移譲 13項目

及び統合の最終形

【権限移譲等を進める基本的な仕組み】

○権限移譲の3原則

○法令面での地域主権の推進

○総理大臣、関係大臣、北海道知事などによる推進本部の設置

○権限移譲に伴う自由度の高い財源

平成16年9月、規制緩和の一部が実現(構造改革特区、地域再生)
身体障害者入所授産施設等における分場の指定基準緩和 など

平成17年10月、連携共同事業の全部が実現(内閣府回答)
国・道・市町村が連携した除雪体制構築 など

平成17～18年度の個別の制度改正により権限廃止または手続き簡素化
NPOが過疎地で行う有償運送の許可 など

道州制特区推進法 (平成18年12月成立)

○道からの提案に基づき、国から道への権限移譲や規制緩和、条例への委任等を行う仕組みが確立

○総理大臣を長とし、北海道知事も参画する推進本部を設置

○権限移譲に伴う財源は自由度の高い交付金として措置

○併せて、8項目の権限を移譲
調理師養成施設の指定権限の移譲、開発道路の事業移譲 など

道内議論を積み重ねて提案してきました

さらなる提案に向けて道内議論を続けていきます

道州制特区によって実現することとなった事項の例

1 生活の利便性向上や経済の活性化につながる事項

(保健・福祉)

- ・身体障害者入所授産施設のサテライト施設の設置が容易になります(指定基準の緩和)
- ・自治体病院の広域再編が進めやすくなります(病床基準の緩和)

(環境)

- ・鳥獣捕獲の許可手続きが簡単になります(許可権限の移譲、許可期間の延長)

(観光)

- ・空港における入国審査手続きがスピードアップします(自治体職員の派遣による体制強化)
- ・東アジアからの観光客の入国手続きが簡単になります(短期査証の免除)
- ・ボランティアの通訳ガイドが有料で活動できるようになります(通訳案内業の規制緩和)

(都市・交通)

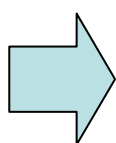
- ・NPOが過疎地でバス、タクシーなどを運営することが容易になります(許可権限の廃止)
- ・都市計画の策定手続きがスピードアップします(手続の簡素化)

(防災)

- ・国・道・市町村が連携した除雪体制を構築します(連携共同事業)
- ・国と道の気象情報や道路の通行止め情報を一元化します(連携共同事業)

2 二重行政の解消につながる事項

- ・調理師学校の指定監督を国が行い、調理師試験や免許交付を道が行っていたものを、道に一元化します(権限移譲)
- ・道道の一部について国が整備していたもの(開発道路)を道に一元化します(事業の移譲)



道州制特区推進法でさらに可能性が広がります。
第2弾、第3弾の提案をみんなで考え、実現していきましょう。

おわりに

いかがでしたか？この記録集「みんなでつくる道州制」は、
①道民会議の報告書(委員の発言を抜粋、趣旨を盛り込みました)
②道民の皆さんへの解説本(「暮らしやしごと」を切り口として道州制をわかりやすく説明、道州制の活用法を広げるきっかけに)
③道庁・国への提言書(道州制具体化に向けて道民サイドの発想を)の3つの役割・性格があります。



新聞で読んだ道州制は遠い世界の話だと思ってたけど、私たちの生活や、地域づくりに関係の深い話だったのね。



わしらの力だけでは限界があるなあ。



安心して暮らしたいんです。

僕たちが大人になるころの北海道はどうなっているのかな？



商売がうまくいくのも大事なことだよ。



私たちが目指す道州制とは、そういうみなさんの思いを基本にしてみんなと一緒に地域の資源を発見したり、使い方を考え、作り上げたりすることなのです。だって、みなさんが「地域や暮らしのプロ」なのですから。



私たちがプロかあ。そう思えば行政に任せてばかりじゃだめね。行政と私たちと力を合わせて進めることが大事なんじゃないかしら。



そう！それを協働と言うんですよ。そうやって、自分たちで自分たちのことを決めて、取り組んでいくことが、北海道全体の将来を作り上げていくということになるのです。そのための道州制なのです。

みなさんも一緒にいかが？



自分が住む地域のごことは自分たちで決めたいからね。僕たちの北海道をもっと良くしていくために、みんなで取り組もう！



この記録集のこと、道州制のことについてのお問い合わせはここにしておね！
北海道企画振興部地域主権局
〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目
電話 011-204-5160 (ダイヤルイン)
FAX 011-232-2743

メールでも問い合わせできるよ。

E-mail sogo.syuken1@pref.hokkaido.lg.jp

ホームページも見てね！

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sk/cks/bunken/doushuusei-top.htm>



平成19年3月発行